

仕 様 書

1. 委託業務名

令和8年度生活文化を活用した本格的なコンテンツ造成事業 企画・運營業務

2. 本事業の目的

本事業は、生活文化分野における本格的な体験プログラム等のイマーシブなコンテンツ等を提供する団体等へ支援を行うことにより、訪日外国人観光客の更なる増加やインバウンド消費額の増加に寄与することを目的とする。

なお、本事業では、繰り返し日本を来訪する生活文化ファンを獲得するため、提案者においてその効果や課題を検証し、翌年度以降も継続的に実施されることを前提とするものである。

3. 対象とする分野

本事業においては、中心的なテーマとして伝統的な「生活文化」及び「国民娯楽」（以下、「生活文化等」とする。）の分野を明確に定めることとする。

なお、「生活文化等」の分野とは、文化芸術基本法第十二条の規定に基づくものとするが、食文化は本事業の中心テーマからは除く。中心テーマの設定に当たっては、本仕様書末尾に掲載の生活文化調査研究事業報告書も参照すること。

※ 文化芸術基本法（抜粋）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

4. 業務の範囲

受託者は、下記の業務を行うものとする。

- (1) 本事業の実施に係る業務
- (2) 本事業の周知等に係る業務
- (3) 本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

5. 業務内容の詳細

以下、(1)～(3)の業務を実施すること。

(1) 本事業の実施に係る業務

① 本事業の実施に係る企画立案

令和9年3月31日までに実施可能（すべての業務が完了）な企画を提案すること。また、企画提案に当たっては、以下の内容を踏まえること。

ア テーマの設定

上記3. に示すとおり、本事業の実施に当たっては中心的なテーマとする伝統的な生活文化等の分野を明確に定めること。

イ 企画内容の特徴、効果及び継続性

- ・ 企画内容が、既存の訪日外国人向けの体験コンテンツと比べた場合、どの点が本格的であるかを具体的に示すこと。
例えば、テーマとする分野の本質を捉えるための要素（指導者・用具・場所等）が示されていること。
- ・ 既存のコンテンツと比べて、訪日外国人観光客が、テーマとする分野を理解するための工夫がされていること。
- ・ 本事業を通じて、訪日外国人の「生活文化等」に対する親しみや関心を高め、日本への再訪に対してどのような効果があるか等の想定を具体的に示すこと。
- ・ 企画内容の実施を通じて、「生活文化等」に関連する経済圏に対してどのような波及効果があるか等の想定を具体的に示すこと。
- ・ 企画内容の翌年度以降における継続的な実施（提案者が自ら資金調達してコンテンツ等の提供を継続すること）を検討するため、本事業による試行を通じて検証したい事項を具体的に示すこと。
- ・ 翌年度以降の継続的な実施を見据え、適切な料金モデルについても検討することとし、本事業における料金設定の理由や根拠を具体的に示すこと。なお、参加者から徴収すべき参加するための費用（以下「参加費」という。）を、本事業の委託費をもって減免又は免除することができる。
- ・ 上記、企画内容の翌年度以降における継続的な実施及び適切な料金モデルの検証について、その検証方法を具体的に示すこと。

ウ 経費の計上

- ・ 本事業に係る経費は、「文化庁委託業務の事務処理について」(<https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>) に従い、企画提案書の「様式3-II（経費）」に計上すること。
- ・ 企画提案書の提出時点においては、概算費用による経費計上でも構わないが、経費の妥当性については審査項目に該当するため注意すること（採択後に金額が大幅に

変わる場合は説明を求めることがあり、理由によっては、審査委員との協議等により採択を取り消す場合がある。)

- ・ 参加費を徴収する場合は、「様式3-II（経費）」に収入見込を計上すること。また、実績報告時には、実際に徴収した額を本事業の収入として計上すること。
- ・ 生活文化等の指導者等に対する謝礼が必要な場合は、受託者が定める規程等に基づき計上すること。ただし、高額な単価が設定されているものについては、講演者の選定理由や必要性、単価の妥当性等について説明を求めることがある点に留意すること。

② 本事業の運営

- ア 本事業の実施に当たっては、スケジュールや経費の管理、事業実施記録の作成、効果検証及び成果報告等の業務を含め、業務全体の円滑な運営に必要となる実施体制を整備すること。
- イ 体験コンテンツについては、概観や会場の風景等を写真や動画などで記録するとともに、文化庁から画像等の提供依頼を受けた際は協力すること。

③ 効果検証・事業の自走化

- ア 企画提案書に示す事業全体の効果について、関係者へのヒアリングや参加者へのアンケート調査等により検証・分析すること。
- イ 参加者の「生活文化等」に対する親しみや関心の高まり、日本への再訪に対しての意欲について、帰国後のフォローアップ調査を実施すること。
- ウ 本事業による試行を通じて得られた結果を踏まえ、継続的な実施（受託者が自ら資金調達して実施すること）に当たっての問題点や課題、有効性等を検証・分析すること。
- エ 事業完了の際に提出する成果報告書においては、ア、イ及びウの検証・分析の結果、並びに結果を踏まえた翌年度以降の実施計画やコンテンツ利用計画など、本事業における取組の継続的な実施方法（考え得る方法）を示すこと。
- オ 事業実施後の継続的な取組状況を把握する観点から、事業実施翌年度から5年間、その後の取組状況について報告を求める場合がある。

(2) 本事業の周知等に係る業務

本事業を広く周知するための広報・宣伝活動を実施すること。また、実施内容の新規性や工夫する点を明確に示すこと。

なお、作成した広報物や掲載記事等については、随時、文化庁に提出すること。

(3) 本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

事業完了後は、本事業の企画内容や(1)②で作成した実施状況等の記録及び(1)③で得られたデータや分析結果、検討結果を取りまとめ、委託業務成果報告書として、電子データで文化庁へ提出すること。また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

電子データの形式、提出方法及び提出先は、下記のとおりとする。

○データ形式 PDF 及び WORD 形式

○提出方法 E-mail

○提出先 〒602-8959

京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4

文化庁 参事官(生活文化創造担当)付 生活文化振興担当

E-mail : seika2@mext.go.jp

6. 業務期間

業務の実施期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

7. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本委託業務の実施に当たり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払に当たっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。

※参考資料

令和 5 年度 生活文化調査研究事業報告書

令和 3・4 年度 生活文化調査研究事業報告書(暫定版)

令和 2 年度 生活文化調査研究事業報告書

令和 元 年度 生活文化調査研究事業報告書

平成 30 年度 生活文化調査研究事業報告書

平成 29 年度 生活文化等実態把握調査事業報告書

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html